

第1条（定義）

本会則に定める条項はカワナミゴルフ株式会社(以下、「本スクール」という)が運営する、明治神宮外苑ドライビングレンジ&ゴルフスクールに適用されるものとします。

第2条（目的）

本スクール内の諸施設等を利用して、ゴルフの上達、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条（会員）

1 本スクールは会員制とし、会員は、会社との間で、別途定める会員種別で契約し、契約した会員種別に応じて本スクールの施設の利用、レッスンの受講をすることができます。

2 会員の種別、種別ごとの利用範囲、利用方法、諸費用、月会費、支払い方法等はカワナミゴルフスクール利用案内（以下、「利用案内」という)に記載します。

第4条（入会資格）

本スクールの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

- ①本会則を承認し、諸規則を遵守する方。
- ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたりこれに該当しないことを自ら確約する方。
- ③健康面等施設の利用に差し支えないと本スクールが判断した方。
- ④日本国籍を有する方。または在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。
- ⑤他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしないと本スクールが判断した方。
- ⑥過去に本スクールで除名処分(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)となったことがない、または他の類似施設等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。
- ⑦大きく目立つ刺青、ファッションタトゥーのない方。

第5条（入会手続）

1 会員になることを希望する方は、入会にあたり、本会則、利用案内を承認の上、入会手続を行い、本スクールの承認を得て会社と契約を締結し、所定の料金等を納入することにより会員となります。未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、入会手続を行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

2 会員となる方は、入会手続の際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、および会費決済に必要な情報等を登録するものとします。会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。

第6条（会費・料金）

- 1 会員は、本スクールが定めた会費・料金等を所定の方法で、所定の期日に納入しなければなりません。ただし、本スクールは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族等、会員の代理人による会費・料金等の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を会員本人と連帯して負うものとします。
- 2 消費税法の改正等により消費税率が変更される場合には、改正以降の会費・料金等に係る消費税は、新税率を適用いたします。
- 3 会費・料金等の金額、支払時期、支払方法等は本スクールがこれを定めます(利用案内に記載)。
月会費は会員が指定したクレジットカードからの引落としとなり、原則店頭での支払いは出来ません。
- 4 利用の有無にかかわらず、所定の退会手続を完了した退会月迄は、月会費のお支払いが必要となります。
- 5 本スクールの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種別の改廃もしくは入会事務手数料、会費・料金等の金額や会員種別ごとの利用範囲を変更することができ、本スクールが定めた方法により告知するものとします。
- 6 月会費を滞納している場合は、レッスンの予約、レッスンの受講、イベントの参加、その他本スクールの施設の利用をお断りします。また未利用であっても未払い分の月会費はお支払いをして頂きます。

第7条（会員資格の譲渡、貸与）

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。

第8条（諸手続）

- 1 会員は会員種類の変更・イベント・オプション等の手続を、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。
- 2 会員は入会手続の際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続を行わなくてはなりません。またその後に変更があった場合も同様とします。
- 3 会員の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、について、本スクールが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録内容を変更できるものとし、変更手続を省略する場合があります。
- 4 本スクールが会員あてに郵便物で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あてに行き、通知による意思表示の効力は発送の翌日に生じ、Eメール等で通知する場合、会員から届出のあった登録内容に基づいて行き、通知による意思表示の効力は発信をもって生じるものとします。
- 5 本スクール施設内掲示による通知は、掲示した時点で全会員に通知したものとみなします。

第9条（退会）

- 1 会員本人の都合による退会は、会員本人が利用案内に定めた日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し、所定の手続を完了する事により、その月末で退会することができます。やむを得ない場合を除き、会員以外の者による手続または電話その他の方法による申し出は受け付けないこととします。

- 2 利用案内に定めた日を過ぎて退会手続が完了した場合、翌月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。本スクールは手続の際、退会届出書を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。
- 3 退会月の会費は、退会手続が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。
- 4 退会後であっても、所定の手続をとれば再入会することができ、退会月末日から6か月を経過するまでの間に再入会する場合は、入会に際して支払うべき事務手数料を免除します。

第 10 条（休会）

- 1 会員本人の都合による休会は、会員本人が利用案内に定めた日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し、所定の手続を完了する事により、その月末で休会することができます。やむを得ない場合を除き、会員以外の者による手続または電話その他の方法による申し出は受け付けませんこととします。
- 2 利用案内に定めた日を過ぎて休会手続が完了した場合、翌月末日の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。本スクールは手続の際、休会届出書を交付し、会員はこれに記載される休会年月を自ら確認するものとします。
- 3 休会月の会費は、休会手続が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで休会後も支払いの義務を負うものとします。
- 4 休会の場合、所定の手続をとれば再入会することができ、入会に際して支払うべき入会事務手数料を免除します。

第 11 条（除名）

会員が次のいずれかに該当した場合、本スクールは、当該会員に対して除名等の処分をすることができます。

- ①本会則、その他本スクールが定める諸規則に違反したとき。
- ②会社、本スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- ③会費、料金等の支払いを怠ったとき。
- ④入会に際して本スクールに虚偽の申告をしたとき。
- ⑤本スクールの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑥暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
- ⑦他の会員に対する迷惑行為、本スクールの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- ⑧第 20 条各号の禁止行為を行ったとき。
- ⑨その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第 12 条（会員資格喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①退会したとき。
- ②除名されたとき。
- ③死亡したとき。

④本スクールを閉業したとき。

第 13 条（健康管理）

- 1 会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- 2 会員は、疾病、疾患等により医師に運動を控えるように指示された場合、又は、運動を控えるべきであると自ら判断した場合、本スクールへ申告しなければなりません。
- 3 前項の申告がない場合、会社は会員の健康に対して一切の責任を負いません。

第 14 条（同伴者）

本スクールが認めた場合、会員の同伴者も本スクールの施設に会員同伴の上で入場することが出来ます。

第 15 条（諸規則の厳守）

会員及びその同伴者は、本スクール施設への立ち入り、サービスの利用に際して、本会則、利用案内および会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、従業員の指示に従っていただきます。

第 16 条（入場禁止、退場、施設・サービス利用制限）

本スクールは次の各号に該当する方に入場禁止、退場および施設・サービス利用の制限を命じることが出来ます。

- ①本会則および利用案内、諸規則を遵守しない方。
- ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力の方。
- ③刺青、ファッションタワーを露出した方。
- ④酒気を帯びている方。
- ⑤疾病、疾患その他の理由により、運動を控えるべきであると本スクールが判断した方。
- ⑥他の施設利用者に迷惑をかけると本スクールが判断した方。
- ⑦本スクールの従業員の指示に従わない方。
- ⑧過去に本スクールで除名の通告を受けたまたは除名処分(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)となったことがある、または他施設等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。
- ⑨第 20 条で禁止されている行為を行った方。

第 17 条（損害賠償）

- 1 会員が、本スクールの施設利用に際して本人または第三者に損害を生じさせた場合、会社は一切損害賠償の責を負いません。
- 2 会員が本スクールの施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第 18 条（盗難）

- 1 会員は、本スクールの利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に重過失が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

- 2 盗難と思われることが発生した場合は、速やかに会員本人が警察に連絡をして対処するものとします。本スクールは警察の指示に従い協力をします

第 19 条（紛失物・忘れ物・放置物）

- 1 会員が本スクールの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- 2 忘れ物・放置物については、原則として 2 週間保管した後、処分させていただきます。

第 20 条（禁止事項）

本スクール施設内および本スクール周辺における、会員及びその同伴者による次の行為を禁止します。

- ①動物を施設内に持ち込むこと(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)。
- ②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
- ③所定の場所以外での喫煙。(電子タバコ・無煙タバコを含む)
- ④許可なく施設内で撮影・録音すること。
- ⑤本スクールの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。
- ⑥所定の場所以外での排泄行為。
- ⑦他人や従業員、会社、本スクール等を誹謗、中傷すること。
- ⑧許可なく本スクールにおいて物品の売買やレッスン等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をすること。
- ⑨暴力行為、威嚇行為その他、他人が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑩痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- ⑪他人や従業員の待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等の行為。
- ⑫正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
- ⑬他人の施設利用を妨げる行為。
- ⑭支払うべき会費、料金等を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- ⑮その他、会社および本スクールの秩序を乱す行為。
- ⑯人工芝上での直打ち(ティーアップ含む)
- ⑰指定したボール以外の使用
- ⑱グラウンド内(フェアウェイ)への立ち入り※事業者は除く
- ⑲打席以外での素振りおよび練習、斜め打ち
- ⑳無断での機器類(空調設備、音響設備、消防設備等)の操作
- ㉑ドローン等の仕様、ネットへ負荷のかかる置物、行為等
- ㉒グラウンド内(フェアウェイ)でのガム、アメ等を含む飲食 ※お酒を除く飲み物は可能
- ㉓アルコール類の持ち込み及び酒気帯び状態での施設利用
- ㉔ヒールのある靴での来場
- ㉕決められた駐車スペース以外の駐車

第 21 条（利用案内等）

本会則に定めのないスクール運営事項は、利用案内、施設内掲示または本スクールが別途定める規則に定めます。

第 22 条（営業時間）

施設、および本スクールの営業時間は別途定め天変地異など特別の事情がある場合は事前通知なしに休業、営業時間の変更をする場合があります。

第 23 条（休業）

1 本スクールは別途予め指定する期間（年末年始等）を休業とするほか、一定期間をメンテナンス、施設点検等の理由で休業することがあります。

2 前項の休業のほか本スクールは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

① 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと本スクールが判断したとき。

② 行政指導、法令その他の事由により休業しなければならないとき。

③ 施設改装、施設の不備、改造または修理、その他の工事により営業が不可能なとき。

④ 担当のインストラクターが病気、怪我等の理由でレッスンが不可能になり、且つ代行がない時。

⑤ 神宮球場でのプロ野球の試合、イベント等何らかの理由で22:00以降も行っていた場合。

3 施設の一部の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、本スクールは会員に会費を返還しないものとします。休業の場合会費については、以下のとおりとします。